

いじめ

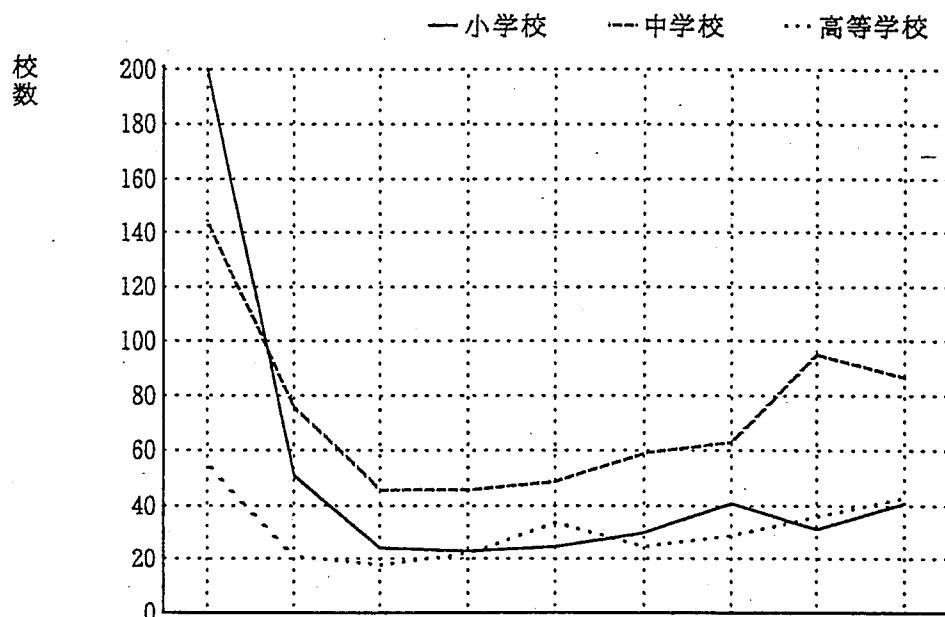
No. 12

広島県教育委員会

本県における「いじめ」の状況

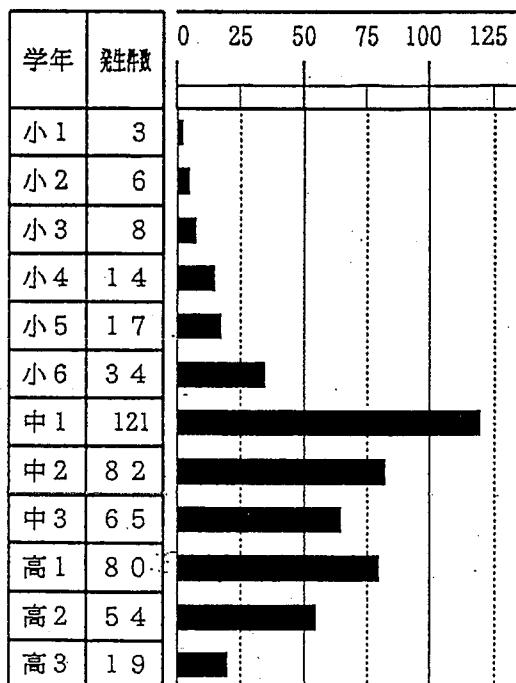
いじめについては、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。」ものを調査対象として把握した件数である。

1 いじめの発生学校数

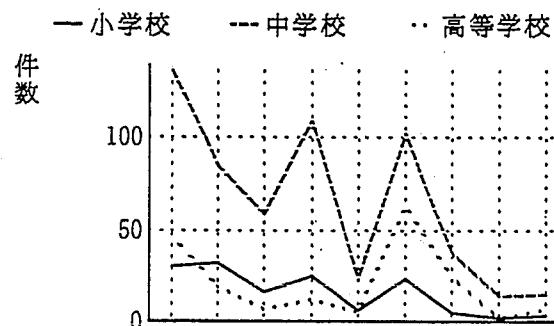


	60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学校	200	51	24	23	25	30	41	31	41
中学校	144	76	46	46	49	59	63	95	87
高等学校	55	21	18	22	34	25	29	36	43

2 学年別いじめの発生件数 (平成5年度)



3 いじめの態様 (平成5年度)



	言葉	冷やかし	持ち物	仲間	集団	暴力	たかり	お節介	その他
小学校	30	32	16	25	6	24	5	2	3
中学校	138	85	59	109	23	102	38	14	15
高等学校	47	19	7	12	5	63	25	2	7

【表記項目の略記】

言葉	…言葉での育じ	集団	…集団による威脅
冷やかし	…冷やかし・からかい	暴力	…暴力を振るう
持ち物	…持ち物隠し	お節介	…お節介・親切の押し付け
仲間	…仲間はずれ		

学校において取り組むべきポイント

- 1 全ての教師が、いじめの問題の重大性を認識し、学校全体として一致協力して取り組み、教師は、児童生徒の生活実態のきめ細かい把握や問題の早期発見等に努めること。
- 2 全ての教師が生徒理解の徹底を図ることにより、児童生徒が教師にいつでも相談することができる雰囲気をつくり、特に、学校内に深刻ないじめを受けた児童生徒が率直に悩みを打ち明けることのできる教育相談の場を用意すること。
- 3 学校教育活動全体をとおして、学校全体の雰囲気を思いやりや助け合いの精神で満たし、「いじめを許さない」という意識をゆきわたらせること。
- 4 一人一人の児童生徒が存在感、充実感を持って学校生活を送ることができるよう学級や学校生活全体の活性化を図り、生き生きとした学級、学校をつくること。
- 5 家庭や地域との連携を強化すること。

<指導態勢>

- 児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努める。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について校内研修等で取り上げ、教師間の共通理解を図る。
- 日常の教育活動をとおして、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努める。
- いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、的確に対応する。

<教育相談>

- 校内に児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような教育相談体制を整備し、機能させる。
- 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制にする。
- 教育相談では、悩みを持つ児童生徒に対してその解消が図られるまで継続的な事後指導を行う。
- 教育相談の実施に当っては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携を図る。

<教育活動>

- 学校全体として、全ての教師がそれぞれの指導場面に応じていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行う。
- 道徳、ホームルーム、学級活動の時間等にいじめに関する問題を取り上げ、指導を行う。
- 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図る。
- 体罰禁止の趣旨を全教師で確認し、児童生徒との信頼関係を基礎とした指導を行う。

<家庭・地域との連携>

- P T A や地域の関係団体とともにいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
- 家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などをとおして、家庭との緊密な連携協力を図る。
- いじめの問題解決のため、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等地域の関係機関と連携協力を図る。

いじめの問題に取り組むために

いじめの問題に関する基本認識と早期発見

(1) いじめの問題に関する基本認識

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要があり、基本的には次のような認識でいじめの問題に取り組むことが大切です。

基 本 認 識

- ① いじめは、児童生徒の心身に大きな影響をおよぼす深刻な問題であり、その原因・背景も学校・家庭・社会の様々な問題が複雑にからみあつたものであること
- ② いじめは、善悪の判断の甘さ、自制心や思いやりに欠けるなど、児童生徒の心の問題が深く介在していること
- ③ いじめは、学校における人間関係から派生し、その指導の在り方が深くかかわっていること
- ④ いじめは、家庭におけるしつけの問題が深くかかわっていること
- ⑤ いじめの解決には、緊急対策、長期的対策の両面からの対応が必要であること

(2) いじめの問題の早期発見

① いじめの問題の発見のために

いじめは、一般に、外から見えにくい形で行われることが多く、いじめの兆候を見過ごしてしまい深刻化する場合があります。そのため、教職員一人一人が、いじめがあるのではないかとの問題意識をもって、次のようなことに積極的に取り組み、早期発見に努めることが大切です。

—いじめの問題の発見のために—

- ア 全ての学級にいじめがあるのではないかと問題意識をもつこと
　　<見逃さない敏感さ>
　　・日記、生活ノート、悩みの調査等の活用
　　・日常の遊びや対話、観察による把握
イ 児童生徒との面接を計画的に行うこと
　　<児童生徒と何でも話せる関係づくり>
　　・個人面接、教育相談週間などの実施等
ウ 緊密な情報交換をすること
　　<教職員間の協力態勢づくり>
　　・養護教諭、部活動の顧問等との情報交換
　　・学年間、教科間等の定期的な情報交換等
エ 家庭との協力体制を確立すること
　　<家庭との相談しやすい関係づくり>
　　・連絡ノート、学級（学年）通信、電話等
　　・家庭からの訴えに対する真剣な受け止め

② いじめの問題の発見のチェックポイント

いじめられている子どもは、その悩みなどの様々なサインを出しています。次のようなサイン（例）が見られたらいじめが存在している可能性があると考えられ、きめ細かな注意を払って実情の把握に努める必要があります。

【いじめのサイン（例）】

—<学習>—

- ・学習意欲がなくなり、成績が低下していく
- ・うつむくことが多くなる
- ・発言すると、やじられる
- ・教科書などに落書きされる

—<生活>—

- ・遅刻、早退、欠席が目立つ
- ・元気がなく、顔色がわるい
- ・衣服に汚れや破れ、すり傷がみられる
- ・腹痛等で、保健室にひんぱんに行く
- ・一人で過ごすことが多い

—<家庭>—

- ・いらいらして反抗的になる
- ・持ち物をよくなくす
- ・家の金品をよく持ち出す
- ・学校から早く帰ったり、外出しなくなる
- ・家族との対話を避ける

—こんな受け止め方をしていませんか—

- ◇いじめられる児童生徒にも原因がある
　　こうした考えは、いじめの行為を容認し、助長させ、指導を遅らせます。
◇いじめたり、いじめられたりして育つ
　　いじめには自由ではなく、対等でもなく、児童生徒相互の学び合いはありません。
◇自分の周りにいじめはない
　　思い込みが、いじめの早期発見を阻らせ、状況を深刻なものにします。

2 いじめの問題に対する取組み

(1) 学校の指導態勢の確立

いじめについて訴えなどがあったり、いじめの兆候（サイン）を把握した場合は、早期に該当する児童生徒や保護者等と対応するなど、問題を軽視することなく、的確に対応することが大切です。しかも、該当する児童生徒だけの指導やその場限りの対応に終わることなく、長期的な指導も考慮した取組みが必要です。そのためには、教職員間の共通理解に基づき、組織的に対応できる指導態勢を確立しておくことが大切です。

(2) いじめの問題に対する指導態勢（例）

いじめの発見

- ・他の教師から
- ・保護者から
- ・いじめられた児童生徒から
- ・いじめた児童生徒から
- ・周囲の児童生徒から

情報の収集・事実の確認

- ・学級担任、生徒指導担当者等を中心として
いつ、どこで、だれが、だれに、どのようになど

報告・全教職員の共通理解

- ・いじめの状況
- ・担任、生徒指導担当者等の対応など

組織的な取組み

- ・生徒指導委員会（仮称）等の開催
- ・学年会、職員会議などの開催
- ・指導方法などの検討・確認
- ・P.T.Aとの協議会の設置や学級通信の発行等

指導の展開

- ・多面的指導
個別、グループ、全体
- ・いじめられた児童生徒に対する指導
- ・いじめた児童生徒に対する指導
- ・周囲の児童生徒に対する指導
- ・いじめられた児童生徒の保護者との連携
- ・いじめた児童生徒の保護者との連携
- ・周囲の児童生徒の保護者との連携
- ・場合によっては、関係機関等との連携

取組み後の確認

- ・再発の予防
いじめが続いているか

(3) いじめられた児童生徒への支援

いじめられた児童生徒がいつも求めているのは、自分のつらさや苦しさをわかり、「仕返しをされる」という不安感を残さないように、き然とした態度で「最後まで守ってくれる」という安心感を与えてくれる人の存在です。

いじめられた児童生徒に対して

—「される」を責めない—

- ① 心身の安全を最後まで守る
- ② よさを認め、自信をもたす
- ③ 自立を支援する
- ④ 保護者と連携する
- ⑤ 繼続的に支援する

(4) いじめた児童生徒への指導

いじめた児童生徒に対しては、社会で許されない行為は子どもでも許されないと強い認識に立ち、き然とした姿勢で指導することが大切です。

しかし、いじめた児童生徒を一方的に加害者としてきめつけるのではなく、いじめをするようになった背景に焦点を当てた指導・支援も必要です。

いじめた児童生徒に対して

—「する」を許さない—

- ① いじめの行為を制止する
- ② 人権侵害であることに気づかせる
- ③ 児童生徒の自立を支援する
- ④ 不満感、不安感等の訴えを聞く
- ⑤ 保護者との連携を図る
- ⑥ 繼続的に指導する

(5) 周りの児童生徒への指導

周りの児童生徒に対しては、話し合い活動等をとおして、他人の痛みがわかる心、助け合い支え合う気持ちを養い、いじめをしない、させない、許さない態度を学校全体で育てていくことが大切です。

周りの児童生徒に対して

—「傍観」させない—

- ① 人の心の痛みを理解させる
- ② 傍観は、いじめの行為を助長することに気づかせる
- ③ 学校全体の問題として考える

③ いじめを生まない取組み

いじめを生まないためには、児童生徒がその時その場に応じて適切に判断し、望ましい行動ができるようにする必要があります。そのため、学校は日頃から、共感的人間関係を育成すること、自己存在感を与えること、自己決定の場を用意すること等をおして、児童生徒の自己指導能力を育成することに努めることが大切です。

(1) 温かいふれあいと相互理解に基づく学級・学校づくり

- ① 日頃から、教職員と児童生徒及び児童生徒間の温かいふれあいをとおして、相互の好ましい人間関係の育成や児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めること
- ② いじめ等の児童生徒の訴えなどがあった時は、問題を軽視することなく、温かい気持ちで児童生徒の立場に立って理解し積極的に取り組むこと
- ③ いじめ等の生徒指導上の問題を職員会議等で取り上げ、教職員間の共通理解を図り、一致協力して取り組むこと

(2) いつでも悩みを相談できる教育相談態勢の充実と関係機関との連携

- ① 児童生徒が気軽に話せる学校の雰囲気をつくるとともに、児童生徒がいつでも悩みを相談できる相談態勢の充実を図ること
- ② 学校における教育相談や教育センター・児童相談所等の相談窓口の相談可能な曜日・時間、担当者等について、児童生徒や保護者に周知すること
- ③ 教育相談は、児童生徒の悩みが解消するまで、継続的な事後指導を適切に行うこと
- ④ 学校だけでは解決できない場合もあるので、必要に応じて、教育センター・児童相談所等の関係機関等との連携を図ること

(3) 児童生徒が自己決定でき、存在感・充実感のもてる教育活動

- ① 児童生徒自らが課題意識をもって学習に臨み、調べること等の主体的な学習活動ができるようにすること
- ② 全ての教育活動の中で、児童生徒一人一人が自分の持味・よさが發揮でき、自己存在感がもてるようにすること
- ③ 児童・生徒会活動、学校行事等で、児童生徒の主体的な取組みによって感動的な体験ができるようにし、児童生徒一人一人が充実感がもてるようにすること
- ④ いじめの問題等の生徒指導上の問題は、できるだけ児童生徒間で話し合うようにし、望ましい行動ができるように支援していくこと

(4) 信頼感のある家庭・地域等との連携協力

- ① 家庭訪問や学級通信等をとおして日頃から家庭との緊密な連携協力を図り、児童生徒一人一人のよさを伝えたり保護者の意見を聞くなどして信頼関係を築くこと
- ② 日頃から、PTAや地域の関係団体等の定期的な連絡会の機会をとらえて、生徒指導上の問題について意見を聞いたり学校の姿勢や方針に対しての理解を図ったりして、地域ぐるみの取組みを進めること